

2025 年 2 月 25 日

会社名 ENECHANGE 株式会社

代表者名 代表取締役 CEO 丸岡 智也

(コード番号:4169 東証グロース)

問合せ先 上級執行役員 CFO 篠原 雄一郎

(TEL 03-6635-1021)

(開示事項の経過) 借入金の返済に関するお知らせ

当社は、2024年9月27日付「EV 充電事業に係るコミットメントライン契約締結に関するお知らせ」に記載のとおり、取引金融機関とのEV 充電事業に係るコミットメントライン契約の締結を決議し、2. 前回までの借入内容のとおり借入を行っておりましたが、そのうちの一部を返済することを本日決定しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 実行した資金の返済内容

(1) 返済金額	EV 充電インフラ 1 号合同会社:510 百万円 (三井住友銀行) EV 充電インフラ 2 号合同会社:405 百万円 (三井住友銀行)
(2) 返済日	2025年2月28日

これまでに借入を実行した詳細は下記の通りとなります。なお、一部補助金の着金に伴い、上記の通り新たに 915 百万円を返済予定であり、合計返済額は 2,640 百万円となり、現時点での借入残高は 2,074 百万円です。

2. 前回までの借入内容

第1回

各 位

7/ · · ·	
(1)借入金額	EV 充電インフラ 1 号合同会社: 174 百万円 (三井住友銀行) EV 充電インフラ 2 号合同会社: 84 百万円 (三井住友銀行)
(2)資金使途	子会社での事業運営資金
(3)借入日	2024年10月9日
(4)返済期日	2025年3月31日
(5)利率等	全銀協日本円 TIBOR+スプレッド
(6)返済方法	期限一括
(7) 担保の有無	有(預金債権質権)

第2回

(1) 借入金額	EV 充電インフラ 1 号合同会社:788 百万円 (三井住友銀行) EV 充電インフラ 2 号合同会社:808 百万円 (三井住友銀行)
(2)資金使途	子会社での事業運営資金

(3)借入日	2024年11月8日
(4)返済期日	2025年3月31日
(5)利率等	全銀協日本円 TIBOR 等+スプレッド
(6)返済方法	期限一括
(7)担保の有無	有(預金債権質権)

第3回

(1)借入金額	EV 充電インフラ 1 号合同会社:766 百万円 (三井住友銀行) EV 充電インフラ 2 号合同会社:369 百万円 (三井住友銀行)/606 百万円 (あおぞら銀行)
(2)資金使途	子会社での事業運営資金
(3)借入日	2024年12月9日
(4)返済期日	2025年3月31日
(5)利率等	全銀協日本円 TIBOR 等+スプレッド
(6)返済方法	期限一括
(7) 担保の有無	有(預金債権質権)

第4回

カモロ	
(1)借入金額	EV 充電インフラ 1 号合同会社: 100 百万円 (三井住友銀行) EV 充電インフラ 2 号合同会社: 97 百万円 (三井住友銀行) / 208 百万円 (あおぞら銀行)
(2) 資金使途	子会社での事業運営資金
(3) 借入日	2024年12月27日
(4)返済期日	2025年3月31日
(5) 利率等	全銀協日本円 TIBOR 等+スプレッド
(6) 返済方法	期限一括
(7) 担保の有無	有(預金債権質権)

第5回

(1) 借入金額	EV 充電インフラ 1 号合同会社: 78 百万円 (三井住友銀行) EV 充電インフラ 2 号合同会社: 109 百万円 (三井住友銀行) /40 百万円 (あおぞら銀行)
(2) 資金使途	子会社での事業運営資金

(3)借入日	2025年1月15日
(4)返済期日	2025年3月31日
(5)利率等	全銀協日本円 TIBOR 等+スプレッド
(6)返済方法	期限一括
(7)担保の有無	有(預金債権質権)

第6回

(1)借入金額	EV 充電インフラ 1 号合同会社: 197 百万円 (三井住友銀行) EV 充電インフラ 2 号合同会社: 240 百万円 (三井住友銀行) /31 百万円 (あ おぞら銀行)
(2) 資金使途	子会社での事業運営資金
(3)借入日	2025年1月28日
(4)返済期日	2025年3月31日
(5) 利率等	全銀協日本円 TIBOR 等+スプレッド
(6)返済方法	期限一括
(7)担保の有無	有(預金債権質権)

第7回

<i>까</i> । 🖂	
(1)借入金額	EV 充電インフラ 1 号合同会社: 10 百万円 (三井住友銀行) EV 充電インフラ 2 号合同会社: 2 百万円 (三井住友銀行) / 7 百万円 (あおぞら銀行)
(2) 資金使途	子会社での事業運営資金
(3)借入日	2025年2月14日
(4)返済期日	2025年3月31日
(5)利率等	全銀協日本円 TIBOR 等+スプレッド
(6)返済方法	期限一括
(7)担保の有無	有(預金債権質権)

3. 参考情報

(1) コミットメントライン設定の理由

当社は、2023 年に EV 充電インフラ 1 号合同会社にて取引金融機関からのブリッジローンを確保し、EV 充電器事業を行ってまいりましたが、2024 年 9 月 2 日公表の「事業計画及び成長可能性に関する事項」に記載のとおり、2024 年においても同事業を促進するべく、2024 年 9 月 30 日にコミットメントライン契約を締結いたしました。なお、2024 年 12 月 23 日付にて、直近の EV 充電インフラに係る補助金交付決定状況を鑑みて 8 億円の増枠のためのコミットメントライン契約を締結しており、契約金額の総額は 57 億円となっております。

(2) コミットメントラインの概要

(1) 契約金額	57 億円
(2) 契約締結日	2024年9月30日 (2024年12月23日追加契約)
(3)借入期間	2024年10月9日から2025年3月31日まで
(4) 契約形態	コミットメントライン契約
(5)金融機関	三井住友銀行あおぞら銀行
(6)借入子会社	EV 充電インフラ 1 号合同会社 EV 充電インフラ 2 号合同会社
(7) 総コスト (概算)	1.6 億円 (組成費用及び金利等含)

(3) 今後の見通し

毎月借入を実施し、2024年度分のEV充電器の設置を進めると同時に借入内容を公表してまいります。なお、コミットメントラインの組成費用及び金利等に関わる総額の費用は1.6億円を見込んでおります。

(※)

コミットメントラインとは、予め設定された融資限度額や契約期間の範囲内で、融資の実行が契約金融機関によって確約(コミット)された融資枠のことで、本契約を締結することにより、必要な資金を必要な時期に融資枠の範囲内で契約金融機関から機動的に調達することができるものです。詳細のスキームに関しては2024年9月2日公表の「事業計画及び成長可能性に関する事項」を合わせてご参照ください。なお、三井住友銀行とあおぞら銀行からの調達はそれぞれ相対契約によるものであり、上記金額については合算での表記となります。

以上